

創刊に寄せて……………	①
建設キャリアアップシステム 本運用開始……………	①②③
下請契約・下請代金支払の適正化、 施工管理の徹底等……………	④⑤
消費税率引上げに伴う消費税転嫁対 策について……………	⑥⑦⑧

# 全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会 ○〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1-2-4 建設国保会館  
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055



## 全中連情報誌の発行に当たって

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

会長 小久保 忠廣

会員の皆様、平素は当会の事業活動に多くのご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度全中連情報誌の発行に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当会は昨年12月に設立し、今年3月に団体名を一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会に改め、現在新たな事業運営を鋭意進めているところであります。全国の各会員団体には建築、とび・土工、大工を始め数多くの業種の方々が所属しておりますが、とりわけ現在の建設業界における大きな動きは、消費税率の10%への引き上げ、そして建設キャリアアップシステムの運用開始が挙げられます。

建設キャリアアップシステムは国土交通省をはじめ官民一体で取り組んでいるもので、本年4月より本格的な運用が始まり、今後登録事業者数並びに技能者数は増加するものと考えられておりま

す。特に来年度以降、建設キャリアアップシステムを活用した各専門工事業種の能力評価基準（各技能者の技能のレベルを4段階に分けるもの）の整備が進めば更に大きく増えてゆくと思われま。他にも業界全体の課題である墜転落事故への対策におきましては、フルハーネス型墜落制止用具の使用が義務化され（注：6.75m（建設業では5m）以上での作業の場合。この場合現行法令に基づく安全帯の使用が認められる期間は2022年1月1日まで。）、また外国人技能実習生や就労者の受け入れ基準の見直しなど業界では多様な動きがこれからも進んでゆくものと考えております。

全中連ではこれらを含め建設業界における多種多様な動きを会員の皆様に随時ご提供することを念頭に情報誌を発行して参りますので、是非ともご活用頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

## 5年間で全作業員の登録を目指す 建設キャリアアップシステム本運用開始

建設キャリアアップシステムとは、技能者の保有資格や社会保険加入状況、現場の就業履歴、講習受講などの実績・情報を登録・蓄積することにより処遇改善を図ろうとするもので、5年を目途に全ての技能者の登録を目指すとして本年4月より運用が開始されました。これにより、技能者は現場や就業先が変わっても技能や経験に応じた適正な評価を受けることができます。一方、事業者にとっては、現場技能者の社会保険加入状況の確認や施工体制台帳などの書類作成の簡素化といった現場管理の効率化が図られます。

（登録手続き等については次頁に続く）

# 登録について

## ①最初に

- (1)技能者の登録をして、カードを取得します。  **現場作業員全員の登録が必要です**
- (2)事業者の登録をします。
- (3)技能者と事業者の登録が完了した後、技能者IDと事業者IDが通知されます。

## ②登録対象となる現場について

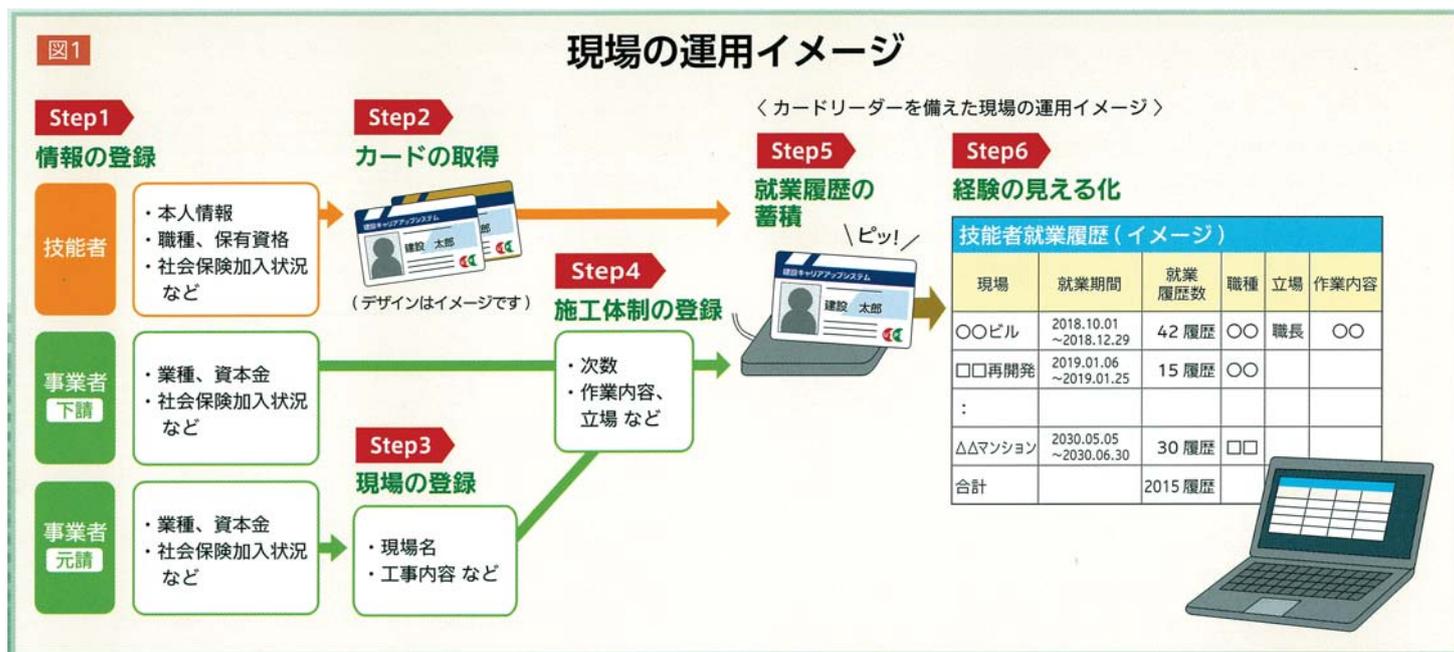
工事規模や工種等にかかわらず全ての現場が登録の対象ですから、元請事業者は全ての現場とその契約情報を登録しなければなりません。小規模の現場や近隣の複数の現場（リフォーム工事等）をまとめて1つの現場として登録することも可能です。また、1つの現場において解体と建築など複数の契約や工事がある場合は、1つの現場に複数の「契約情報」と「工事情報」を登録することも可能です。これを「現場・契約情報」といいます。

## ③事業者の組織体制に応じて「管理者ID」を追加

現場・契約情報は、元請事業者の管理者IDを持つ人が現場ごとに登録します。事業者は事業者ID登録時に発行される管理者IDを使用します。運用に合わせて支店や営業所などの組織を設定（第三階層まで可）して、管理者IDを追加することもできます。

## ④「現場管理者ID」の登録

現場管理者IDは、事業者に所属する各現場の管理者がシステムを使用するためのログインIDです。各事業者の管理者IDを持つ人が現場管理者を選定・登録すると現場管理者IDが付与されます。



※建設業に携わる全ての技能者（正規・非正規・見習い・外国人など含む）と、全ての事業者（法人・個人事業主、一人親方）、全ての工事（公共・民間、工事の種類・規模を問わず）を対象としています。

## ⑤現場・契約情報の登録と現場管理者IDの関連

現場・契約情報の登録項目は、職場名、組織情報、現場連絡先、現場管理者、就業履歴蓄積期間などで、④で設定した現場管理者IDと担当する現場の関連付けをします。現場・契約情報の登録が完了すると現場IDが付与されます。現場・契約情報の項目ごとに表示・非表示を選択できますが、現場ID、現場名、発注区分（公共・民間）、有害物質の取り扱いの有無の4項目は必ず表示されます。

## ⑥元請事業者と下位事業者が連携して施工体制を登録

元請事業者は、登録した現場の施工体制に一次下請事業者を登録します。登録された一次以下の下請事業者は、さらに自社の技能者（作業員名簿）と二次以下の下請事業者を施工体制に順次登録します。その際に、技能者の職種や立場（職長・主任技術者など）、作業内容をあらかじめ登録しておことで、技能者の技能評価に役立つ、具体的な就業履歴が蓄積されます。事業者にとっても施工体制台帳や作業員名簿、社会保険加入確認状況などの帳票が簡易に作成できます。

## ⑦現場での準備

- ・インターネット環境の整備（LAN又はWi-Fi環境）
- ・パソコン（Windows）やiPad、又はiPhoneに就業履歴登録アプリをインストール
- ・カードリーダー（USB型又はBluetooth型）をパソコンなどに接続

### ※就業履歴登録アプリ(通称:建レコアプリ)

事業者ID取得後にインストールが可能になります。技能者情報をカードリーダーを利用して読み取り、その就業履歴をシステムに送信するアプリで、建設キャリアアップシステム標準提供アプリです。

建レコアプリを使用する場合、建レコアプリ対応のカードリーダーを利用します。

## ⑧現場での就業履歴の蓄積

現場に設置された専用のカードリーダーに技能者が自身のICカード（建設キャリアアップカード）をタッチすることで、就業履歴を蓄積することができます。

## ⑨情報の活用と経験の見える化

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積された情報は、パソコンやスマホで閲覧できます。技能者はそれまでに蓄積された情報を自身の経歴等の確認と証明に利用できます。事業者は、自社に所属する技能者の情報を人材育成と施工力向上に、工事期間中においては現場の管理に、また、自社の施工力をアピールする目的にも活用できます。元請・下請事業者はそれぞれの立場で、現場ごとの就業実績を把握できることから事務の合理化・効率化が期待できます。さらに、本年4月に改正労働基準法（働き方改革関連法施行に合わせての改正）が施行されており、雇用事業主が規則に対応するために建設キャリアアップシステムの情報を活用するのも有用です。

# 建設キャリアアップシステム説明会

建設業振興基金主催(国土交通省後援)の標記説明会が参加費無料で開催されますので、お知らせいたします。

### ■会場・開催日

札幌	10月15日(火)	群馬	12月10日(火)	福井	9月27日(金)	和歌山	11月26日(火)	高知	11月29日(金)
旭川	10月16日(水)	埼玉	10月1日(火)	岐阜	10月2日(水)	鳥取	12月12日(木)	福岡	11月7日(木)
青森	10月8日(火)	千葉	11月20日(水)	静岡	10月9日(水)	島根	12月11日(水)	佐賀	11月19日(火)
岩手	10月7日(月)	東京	10月4日(金)	愛知	10月11日(金)	岡山	11月22日(金)	長崎	11月18日(月)
宮城	10月28日(月)	神奈川	11月6日(水)	三重	10月25日(金)	広島	12月5日(木)	熊本	12月9日(月)
秋田	10月29日(火)	山梨	12月6日(金)	滋賀	11月12日(火)	山口	12月4日(水)	大分	11月8日(金)
山形	10月23日(水)	新潟	11月7日(木)	京都	11月11日(月)	香川	12月3日(火)	宮崎	11月25日(月)
福島	10月18日(金)	長野	11月15日(金)	大阪	10月3日(木)	徳島	11月28日(木)	鹿児島	11月26日(火)
茨城	10月21日(月)	富山	12月13日(金)	兵庫	11月21日(木)	愛媛	12月2日(月)	沖縄	11月5日(火)
栃木	10月31日(木)	石川	11月14日(木)	奈良	11月27日(水)	講演時間 14:00~16:15			

- ### ■講演内容
- ・建設キャリアアップシステムの構築と政策展開について
  - ・建設分野の外国人材の受け入れについて 他（講師：国土交通省建設市場整備課担当者他）

- ### ■申込方法
- ・建設業振興基金ホームページ(<https://www.ccus.jp/>)よりお申し込みください。

## 技能実習生に建設キャリアアップシステムの登録を義務化

国土交通省は、建設事業者が外国人を含む全ての技能実習生受け入れる際に、受入れ人数枠の設定と、建設キャリアアップシステムへの登録を義務付ける告示を7月5日に制定・公布しました。令和2年1月より施行されます。

## 支援事業のお知らせ

全中連では、建設キャリアアップシステムに登録する事業者並びに技能者に対して、申請手続きの支援事業（提携する行政書士による代理申請）の実施を計画しております。詳しくは事務局（03-5651-7301：佐藤）までお問い合わせください。

# 国交省、建設業取引適正化の法令遵守を周知

## 下請契約・下請代金支払の適正化、施工管理の徹底等

経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払などの確保については、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念として、下請契約を含む請負契約は適正な請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うとともに従事者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮しなければならないと位置づけられています。さらに、適正な請負代金での下請契約の締結、技術者・技能労働者に係る賃金その他の労働条件及び安全衛生その他の労働環境の改善が受注者の責務として規定されています。また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の基本理念として、建設工事従事者の安全及び健康の確保は建設工事の請負契約において適正な請負代金、工期などを定めて行うことが規定されており、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずることを建設業者の責務として規定されています。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的とする弁護士などが適切なアドバイスなどを行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施など、各種機関を設置するなどして元請下請関係適正化の推進に努めています。

このように、建設業の取引適正化の推進と、建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備を進めているにもかかわらず、元請下請間において「赤伝処理等による一方的な代金の差し引き」「指値発注による不適切な下請取引」「追加・変更契約の締結拒否」「下請負人の責に依らないやり直し工事の強制」「正当な理由がない長期間にわたる支払保留」など、下請負人へのしわ寄せが依然として存在しています。

工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、建設生産物の安全性や品質を確保するために建設工事を適正に実施することは建設企業的基本的な責務です。労働災害は長期的には減少しているものの、未だ不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する事故の発生が見受けられることから、施工管理と品質管理をより一層徹底することが求められているとして、国土交通省は中小企業への配慮について一層の周知徹底を図るため下記の局長通達を発出しました。

### 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」概要

国土交通省 令和元年8月1日発出

#### (1) 見積り

- 明確な経費内訳による見積書の提出に基づく、双方の協議による適正な手順を踏まえた下請代金の設定
- 請負契約書に記載すべき事項(請負代金の額を除く)について、具体的内容を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意
- 追加・変更契約の際にも見積り依頼及び見積書を提出することを徹底

#### (2) 社会保険加入の徹底

- 元請負人は、下請負人に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結
- 下請負人は、元請負人又は直近上位の下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重

- 併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険への加入を徹底
- 建設工事標準請負契約約款の周知徹底

### **(3) 契約**

- 書面による建設工事着工前の契約締結の徹底
- 赤伝処理をする場合は合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 適正な手順による追加・変更契約、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応

### **(4) 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等**

- 働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、下請契約においても適正な請負代金と工期設定を行い、週休2日など休日確保の推進

### **(5) 施工管理の徹底**

- 見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工所用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理の一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置きの徹底

### **(6) 検査及び引渡し**

- 工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは直ちに引渡し

### **(7) 下請代金の支払**

- 下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合、少なくとも労務費相当分は現金払
- 120日以内で、できる限り短期間の手形期間（将来的には60日以内）
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形の交付による支払の禁止
- できる限り短期間のファクタリング方式による決済期間
- 注文者から支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、建設工事の完成を確認した後、引渡しの申し出の日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

### **(8) 下請負人への配慮等**

- 下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し不測の損害を与えることのないよう配慮
- 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費の適切な考慮、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 地域建設業経営強化融資制度等の活用による支払の適正化
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者による、下請負人への法令遵守指導

### **(9) 技能労働者への適切な賃金の支払**

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払
- 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

### **(10) 消費税の円滑かつ適正な転嫁**

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う対応に十分留意

### **(11) 関係者(資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等)への上記の事項に準じた配慮**

# 消費税転嫁対策特別措置法と建設業法の遵守が求められる 消費税率引上げに伴う消費税転嫁対策について

消費税転嫁対策特別措置法では、受発注者間や元・下間、下・下間の取引の中で規制対象となる行為を定めています。「買ったときや対価から消費税引き上げ分の減額」「引き上げ分を上乗せする代わりに商品購入や役務提供などを求める」「消費税額を加えた総額しか記載しない見積書を提出させ、本体価格での交渉を拒否」「報復行為」などがその対象に当たるとしています。

消費税率の引き上げに際して、「消費税率引き上げ分の上乗せは受け入れるが、その代わりに契約変更をせず、引き上げ分に相当するやり直し工事や工期の短縮を強要する」「本体価格での交渉に応じるが、不明確な工事内容を提示して適正な見積期間を確保しない」「引き上げ分の受け入れに合意したが、書面による契約を行わなかった」などが建設業法違反となる行為としています。また、消費税率の引き上げの際に行われる「指値」「赤伝」「不当な資材等の購入強制」も法令に抵触するとしています。このような消費税の転嫁拒否などの行為に関する相談については、政府全体の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局などに設置している「駆け込みホットライン」を活用するよう呼び掛けるなど、7～8頁に掲げる通知を发出了しました。

また、請負契約における消費税のポイントとして、引き渡しが10月1日以降のものについては4月1日以降の契約では新税率（10%）が、それ以前の契約であれば旧税率（8%）が適用されます。なお、4月1日より前に契約した場合においても、増額変更を行った部分については新税率が適用されることになりますので、注意が必要としています。

## 消費税率の引上げ及び消費税転嫁対策について

国土交通省

令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。）が10%に上げられます。

### 請負契約における消費税のポイント

#### ポイント①

##### どの時点で課税されるのか？

契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の税率が適用されます。

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

- 物の引渡しを要するもの → 目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
  - 物の引渡しを要しないもの → 約した役務の全ての提供を完了した日
- となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日適用日以降であれば引上げ後の消費税率が適用されます。

#### ポイント②

##### 経過措置とは？

消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、**旧税率が適用されます。**

工事の請負契約の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかること等を考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

- 消費税率10%適用に係る指定日（平成31年4月1日（←令和元年10月1日の半年前））

（注意）増額変更があった場合  
経過措置の適用工事であっても、指定日以降、変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。

指定日 (H31. 4. 1)	施行日 (R1. 10. 1)	適用 関係
契約 ○	引渡し △	旧税率
契約 ○	引渡し △	新税率
増額変更 ○	引渡し △	新税率
契約 ○	引渡し △	旧税率

### 建設産業における転嫁対策及び相談窓口

#### 建設産業における転嫁対策

国土交通省においては、建設業法令遵守推進本部の活動等を通じ、次の消費税転嫁対策を実施

- ①建設業団体等に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁に当たって、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守するよう改めて通達

※「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（H25. 11. 18）（R1. 7. 8）

※違反疑義のある建設業者に対しては、立入検査等を必要に応じ実施

- ②相談窓口の設置（政府全体、国交省建設業所管部局）

- ③政府の実施する書面調査並びに国交省において実施している下請取引等実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握 など

#### 相談窓口

- 内閣府に政府共通窓口として**消費税価格転嫁等総合相談センター**を設置

※国土交通本省においても**消費税価格転嫁等総合センター分室**を設置

電話（ナビダイヤル）：0570-200-123

【受付時間】平日9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

URL：<https://www.tenkasoudan.go.jp/>

- 各地方整備局等においては「建設業法令遵守推進本部」において対応（**駆け込みホットライン**の活用）

電話（ナビダイヤル）：0570-018-240

【受付時間】10時～12時、13時30分～17時（土日祝日・年末年始を除く）

※地方公共団体においても相談窓口を設置（直接、ご確認下さい。）

# 消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業の遵守に関する留意事項

国土交通省 令和元年7月8日発出

## 1 消費税転嫁対策特別措置法第3条において禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為について

建設工事の注文者が、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項に規定する「特定事業者」に該当し、かつ、請負人等(資材業者や警備業者を含む。以下同じ。)が、同条第2項に規定する「特定供給事業者」に該当する場合、当該注文者が、同法第3条に規定する「減額」「買ったたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」「報復行為」を行うことを消費税の転嫁を拒む行為として禁じているが、建設工事の請負契約等において、「消費税転嫁拒否等ガイドライン」に照らして問題となるのは、例えば、以下のような場合である。

### (1) 減額(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)

- 契約済みの請負金額(消費税を含めた金額。以下同じ。)から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リバートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リバートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

### (2) 買ったたき(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合 (注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

### (3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

#### 【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

## 【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人等ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

### (4) 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)

- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人等からの申出を明示的に拒む場合
- 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合
- 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

### (5) 報復行為(消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)

- 請負人等が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする場合

## 2 消費税転嫁対策特別措置法第8条において禁止されている消費税の転嫁を阻害する表示について

「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」(消費者庁。最終改定平成28年11月28日。)を参考とされたい。

## 3 建設業法違反となる行為について

消費税率の引上げの際、建設業法違反となる行為は、例えば、次のような場合である。なお、消費税率の引上げの際に行われる「指値」「赤伝」「不当な使用資材等の購入強制」は、上記1(1)～(3)に該当するので留意されたい。

### (1) 見積条件の提示(建設業法第20条第3項)

- 本体価格での交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合

### (2) 書面による契約締結(建設業法第18条、第19条第1項)

- 請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合

### (3) やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項)

- 請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する場合

### (4) 工期(建設業法第19条第2項)

- 請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、工期の短縮や変更を強要する場合

### (5) 支払保留(建設業法第24条の3、第24条の5)

- 請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、支払を保留する場合

### (6) 長期手形(建設業法第24条の5第3項)

- 請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合